

令和7年度 「皆さまから寄せられた提言・提案などへの回答要旨」		1_健康・福祉・医療
No.	件名・内容	回答
1	保育施設の園庭に日除けタープを設置してほしい。 (内容) 保育施設の園庭に、園庭の大部分をカバーできる日除けタープと付け外しできるシェードポールの設置をお願いします。 近年の猛暑で子どもたちの屋外活動が制限され、体力や視力低下への影響が懸念されています。園庭に日除けを導入することで、安全に外遊びができる環境を整え、子どもたちの健康を守るだけでなく、施設の冷房効率向上による光熱費削減の効果も期待できます。 外遊び環境の改善は、保護者の負担軽減にも寄与します。ぜひ、保育所から順次導入をご検討ください。 【受付 No.】 7-2016 【受付日】 令和7年7月10日	公立保育所では夏期の屋外活動について WBGT 指数を基に判断しています。 暑さ指数 31℃以上を超えると熱中症の危険が高まることから屋外での活動を取りやめております。 暑さが本格化する中で室内での活動は増えますが、子ども達がストレスを溜めず楽しく過ごせるよう、保育運営の向上に努めてまいります。 (担当) 保育課 (電話) 048-775-5044
2	保育制度の運用について（個別事情への柔軟な配慮について） (内容) 私はフルタイムで働きながら、子どもを市内保育園に通わせています。外国籍の配偶者は日本語に不慣れなため、求職活動が難航しております。 そのような中、先日、9月末までの保育給付認定通知書を受け取りました。私が日中勤務している間、配偶者が単独で育児や緊急対応を行うことは難しく、そのような状況で保育園での集団生活を失ってしまうと、子どもの安全で安定した環境が損なわれるだけでなく、配偶者と子どもが社会から孤立する恐れがあります。 2023年改訂「保育所保育指針解説書」では、外国籍家庭など特別な配慮を必要とする家庭に対し、個別の支援を行うよう努めることが規定されています。また、児童福祉法第三条の二で、地方公共団体には児童の養育環境整備に配慮する努力義務があると明記されています このような方針を踏まえると、形式的な制度適用	保育を必要とする事由は、「子ども・子育て支援法」および「子ども・子育て支援法施行規則」にて定められております。そのため、保育の認定に当たっては、就労や疾病等の事由で保育の必要性を判断しております。 お客様がお子様の保育利用のお申し込みをいただいた時点では、保護者（父・母）お二人とも「就労」の事由で保育の認定をいたしました。保護者（父）様が令和7年5月に退職されていたため、このたび保育の必要性について要件を満たす必要があることをご説明させていただきました。通常、「求職活動」の事由による認定期間は2か月ですが、保育指針に基づき個別の事情を考慮して、認定期間を4か月にしております。今後についても、制度の範囲内での運用となりますが、できる限り井家様の事情を踏まえて対応してまいります。 今後も、皆様のご意見を参考にしながら、より良い制度となるよう検討を続けてまいります。引き続き市政へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

にとどまらず、家庭事情を踏まえた柔軟な対応が求められると考えています。 私たちのような国際家庭や言語・文化的な支援を必要とする家庭が安心して子育てできる環境を整備するために、現場での調整や対話を含めた対応をご検討ください。 【受付 No.】 7－2018 【受付日】 令和7年7月31日	(担当) 保育課 (電話) 048－775－5121
---	-----------------------------------